

# 平成26年2月議会

## 第2委員会報告資料

	ページ
1 事故報告について 報告第14号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について （東区保健福祉センター福祉・介護保険課）	1
2 福岡市保健福祉総合計画等の改定について	3
3 福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する市民意見募集の実施について	6
（ 報告関係付属資料 福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）別添1 ）	
4 地域コミュニティとの共働のあり方・最適化の検討について	10

保 健 福 祉 局

1 事故報告について

報告第 14 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について  
 (東区保健福祉センター福祉・介護保険課)

(様式 2)

## 事 故 報 告 書

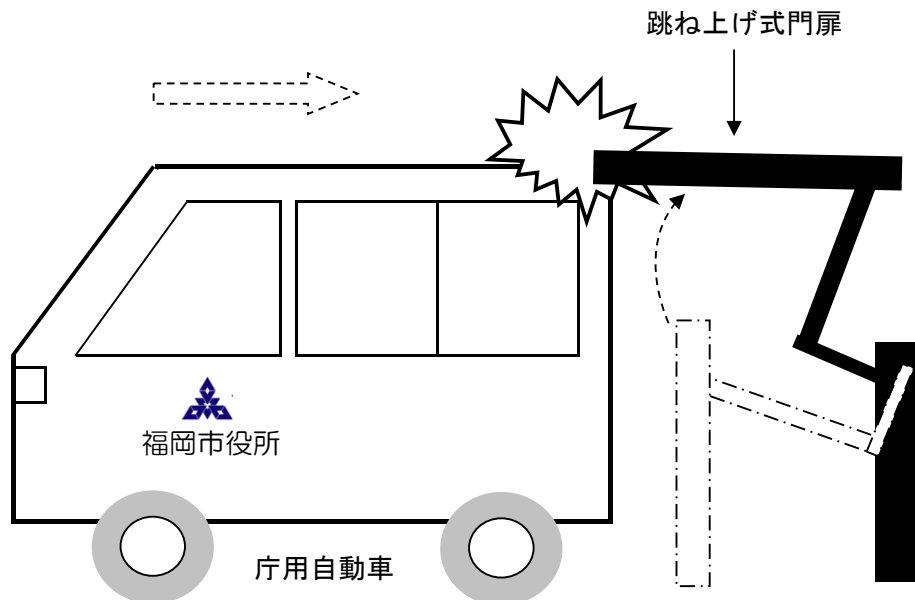
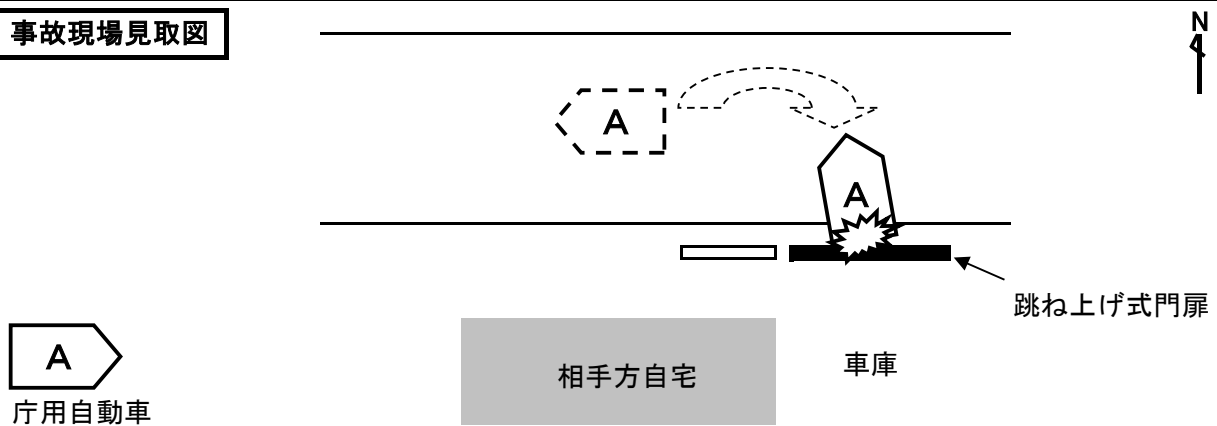
事故発生日時	平成 25 年 11 月 20 日 (水曜日) 午後 1 時頃 天候 : 晴れ		
事故発生場所			
相手方	住 所	(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開 情報と認められるおそれのある情報に ついては、掲載しておりません。	
	氏 名		
事故の概要	東区保健福祉センター福祉・介護保険課所属の嘱託員が、業務のため、 庁用自動車で相手方の自宅を訪問し、車庫にバックで駐車しようとしたと ころ、車庫の入り口に設置してあった跳ね上げ式門扉の高さが庁用自動車 の車高より低いことを確認しなかったため、当該門扉に接触し、破損させ たもの。		
損害の程度	相 手 方	人的損傷	なし
		物的損傷	車庫用跳ね上げ式門扉の破損 損害額 320,000円・・・(A)
	市 側	人的損傷	なし
		物的損傷	なし 損害額 0円・・・(B)
過失割合	相手方 0 割・・・(C)	本市 10 割・・・(D)	
損害賠償額 ((A) × (D)) - ((B) × (C))	320,000円		

事故現場見取図

位置図

(※) 当該地図は著作権法上の規定により、  
掲載しておりません。

事故現場見取図



## 2 福岡市保健福祉総合計画等の改定について

### 1 概要

福岡市では、住み慣れた家庭や地域で誰もが安心して暮らし続けることができる健康福祉のまちづくりをめざし、保健福祉行政のマスタープランである保健福祉総合計画や、それぞれの分野毎に実施計画を策定し、各種施策に取り組んでいる。

しかしながら、少子高齢化は更に進行しており、本市の人口構成は、平成 37 年には 4 人に 1 人が高齢者となり、要介護認定者数、高齢者単身世帯数も平成 25 年比でほぼ 2 倍となるなど、これまでに経験のない超高齢社会の到来が見込まれている。今後の超高齢社会の到来に備え、時代の要請に合わせて福岡市がめざす 10 年後のあるべき姿を達成するため、保健・医療・福祉など様々な分野にわたる施策を検討する必要がある。

現保健福祉総合計画の計画期間が平成 27 年度までであることから、28 年度から始まる次期計画の検討に着手する必要がある、その中で、今後取り組む施策を検討していく。

一方で、3 年ごとに策定することが法定されている介護保険事業計画及び障害福祉計画の計画期間が平成 26 年度までであることから、26 年度中に次期計画を策定する必要がある。

今回、法令に基づき 3 年ごとに見直す介護保険事業計画・障害福祉計画の両計画と合わせて、保健福祉総合計画の改定についても平成 26 年度から着手し、審議時間を十分に確保して施策の検討を進めていく。

### 2 実施方法

次期福岡市保健福祉総合計画（計画期間：平成 28 年度～）の改定について、第 6 期福岡市介護保険事業計画（計画期間：平成 27 年度～29 年度）及び第 4 期福岡市障がい福祉計画（計画期間：平成 27 年度～29 年度）の策定と合わせて福岡市保健福祉審議会（委員長：石田重森氏）に諮問し、答申を得た上で、それぞれの計画を改定する。

### 3 スケジュール

平成26年2月 : 福岡市議会第2委員会報告

平成26年4月～ : 福岡市保健福祉審議会へ諮問後、次期計画（案）の審議

～平成27年3月 : 第6期福岡市介護保険事業計画及び第4期福岡市障がい福祉計画の策定

～平成28年3月 : 福岡市保健福祉総合計画の改定

◆ 福岡市保健福祉総合計画等の改定について

1. 計画改定の基本的方向性

■ これまでに経験のない「超高齢社会※」の到来

	H25(2013)	H32(2020)	H37(2025)
福岡市の人口	150万人	157万人	159万人
高齢者人口 (うち75歳以上)	28万人 (13万人)	37万人 (18万人)	40万人 (23万人)
高齢化率	18.8%	23.4%	24.8%
要介護者数	5.3万人	7.9万人	10万人
高齢者単身世帯数	6万世帯	10万世帯	12万世帯
認知症高齢者数	3.0万人	4.6万人	5.6万人

※超高齢社会とは  
人口に占める65歳以上の高齢者の割合  
(高齢化率)が21%を超える社会

将来予測

問題意識

■ 山積する課題

- 日常生活で支援が必要な高齢者の増加(社会的孤立, 買い物弱者, 交通弱者等)
- 高齢者を支える人材の不足(介護人材, ボランティア等)
- 高齢者数の増加とともに増大する医療費・介護費

めざす姿

■ 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられる社会の構築

- 高齢者や障がいのある人だけでなく, 地域で暮らすすべての住民の, 保健・医療・福祉など様々な分野にわたる施策の検討が必要

今後の方向性

■ 10年後の「あるべき姿」達成のために

- 3年毎の改定が法定されている介護保険事業計画及び障害福祉計画の次期計画(計画期間:H27~H29)の改定と合わせて, 将来の超高齢社会に対応するため, 次期保健福祉総合計画の改定に着手し, 将来的な施策の方向性を総合的に示す。
- 次期保健福祉総合計画の策定に当たっては, 「地域福祉計画」, 「老人福祉計画」, 「障害者計画」の各計画を, 一体的に策定する。
- 平成28年度から始まる次期保健福祉総合計画について, 審議する時間を十分に確保するため, 従来より1年以上早期に保健福祉審議会に諮問する。

2. 改定スケジュール

	H25N ~3月	H26N ~9月		H27N ~9月		H28N ~3月 4月~
福岡市保健福祉審議会		諮問				
福岡市保健福祉総合計画 (計画期間:H28~)		審議		議会報告 ハフコメ	答申	新計画
第6期福岡市介護保険事業計画 (計画期間:H27~29)	実態調査	審議	議会報告 ハフコメ	答申	介護保険料改定	新計画
第4期福岡市障がい福祉計画 (計画期間:H27~29)	実態調査	審議	議会報告 ハフコメ	答申		新計画

### 福岡市保健福祉総合計画（計画期間：平成28年度～）

- ①根拠法：福祉のまちづくり条例に規定する「福祉のまちづくりに関する基本となる計画」
- ②性格：保健福祉分野の各計画を横断的に繋ぐ基本の理念と方向性を明らかにするマスタープラン

#### 総論

#### 各論

##### 福岡市地域福祉計画

- ①根拠法：社会福祉法に規定する「市町村地域福祉計画」
- ②性格：地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画

##### 福岡市老人福祉計画

- ①根拠法：老人福祉法に規定する「市町村老人福祉計画」
- ②性格：老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画

##### 福岡市障がい者計画

- ①根拠法：障害者基本法に規定する「市町村障害者計画」
- ②性格：市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画

### 第6期福岡市介護保険事業計画（計画期間：平成27年度～29年度）

- ①根拠法：介護保険法に規定する「介護保険事業計画」
- ②性格：3年を一期とする市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

### 第4期福岡市障がい福祉計画（計画期間：平成27年度～29年度）

- ①根拠法：障害者総合支援法に規定する「市町村障害福祉計画」
- ②性格：障がい福祉サービスの提供体制の確保その他の業務の円滑な実施に関する計画

3年毎に見直し

### 3 福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する市民意見募集の実施について

#### 1 意見募集の趣旨

平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」が施行され、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針等を示した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が平成25年6月に作成され、これを受けて「福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」が同年9月に作成された。

特措法（第8条）では市町村における行動計画の作成が義務付けられているため、福岡市における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針等を示す「福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成する。

計画の作成にあたり、計画の案を公表し市民の意見を募集する。

#### 2 実施期間

平成26年3月3日（月）～平成26年3月31日（月）

#### 3 閲覧場所

各区役所・出張所、各区保健福祉センター、情報プラザ、情報公開室、保健福祉局保健予防課等。  
また、福岡市のホームページにも掲載する。

#### 4 計画作成スケジュール（予定）

平成25年10月18日：福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画に関する説明会

平成26年1月9日：福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画に係る有識者会議

2月18日：市議会第2委員会報告

3月3日：市民意見募集開始（3月31日まで）

4月：計画作成（完了）

※計画作成後、各対策の具体的な実施方法等を示す「運用マニュアル」を整備する予定。

# 福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)【概要版】

## 1. 計画策定の背景

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、発生した場合には、一般に人は免疫を獲得していないため、全国的かつ急速にまん延することとなり、生命や健康に大きな被害を及ぼし、社会機能や経済活動にも大きな影響をもたらす可能性がある。

※被害想定は次ページ「4」に記載

このような社会的影響の大きな感染症が発生した場合に、国家的な危機管理としての対策を行なうため、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」という。)が施行された。

特措法は、国、地方公共団体等の責務や新型インフルエンザ等の発生時における措置等を定めるとともに、国・県・市町村は、基本的な対策方針等を記載した「行動計画」を作成することが義務づけられている。

今回、特措法、平成25年6月に作成された「政府行動計画」及び政府行動計画を受けて同年9月に作成された「福岡県行動計画」に基づき、従来の「福岡市新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、新たに「福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成するもの。

## 2. 特措法の目的

- 1)感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- 2)国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

## 3. 対策推進のための役割分担

**国** 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、新型インフルエンザ等対策を総合的に実施するとともに、地方公共団体等が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する。

### 【主な対策】

- ・政府対策本部の設置、基本的対処方針の決定
- ・水際対策(検疫の強化、有症者の隔離等)
- ・特定接種(医療関係者等への先行的予防接種)の決定、実施
- ・新型インフルエンザ等緊急事態の宣言※及び解除

※新型インフルエンザ等が国内で発生し、国民生活等に大きな影響を及ぼす恐れがある場合に宣言するもので、必要に応じて施設や催物の制限の要請・指示等まん延の防止措置などを行うことが可能となる。

**福岡県** 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、特措法に基づき国が決定する基本的対処方針により、地域医療体制の確保やまん延防止に関し適切に対応する。

### 【主な対策】

- ・福岡県対策本部の設置



- ・県内における医療体制の確保、国とともに抗インフルエンザウイルス薬を備蓄、配分
- ・特定接種の実施
- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴い、必要に応じて、施設使用や催物の制限、不要不急の外出自粛の要請等

**福岡市** 感染症法に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関して県に準じた役割を担うとともに、特措法に基づき国が決定する基本的対処方針により、住民に対する予防接種などの対策を実施する。

**【主な対策】**

- ・福岡市対策本部の設置
- ・検疫所等との連携による空港等での水際対策
- ・市内における医療体制の確保、コールセンター・接触者外来の設置
- ・住民接種の実施、特定接種の実施
- ・要援護者への生活支援ほか市民生活の安定確保

## 4. 新型インフルエンザ発生時の被害想定

患者数等	福岡市		福岡県		国	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
医療機関を受診する患者数	15.2万人～28.4万人		52.9万人～97.5万人		1300万人～2500万人	
病原性による患者数等の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	6.2千人	2.2万人	2.3万人	7.5万人	53万人	200万人
死亡者数	1.9千人	7.3千人	7千人	2.7万人	17万人	64万人
1日あたり最大入院患者数	1.1千人	4.4千人	4千人	1.6万人	10.1万人	39.9万人

・政府行動計画及び福岡県行動計画に基づき推計

## 5. 福岡市行動計画の主要項目

- 1)実施体制……新型インフルエンザ等発生に伴う市対策本部の設置。
- 2)サーベイランス(※)・情報収集……サーベイランス体制の推進。積極的な情報収集・分析の実施。  
(※)感染症法に基づいて行なわれる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握・分析。
- 3)情報提供・共有……市民等への迅速な情報提供の実施。
- 4)予防・まん延防止……個人・地域・職場等への感染対策の周知・啓発。  
検疫所等との連携による空港等での水際対策。
- 5)予防接種……住民接種、特定接種の実施。
- 6)医療……外来、入院等の医療体制整備。
- 7)市民生活及び市民経済の安定の確保

## 6. 発生段階における主な対策

・地域での医療提供や感染対策等については、地域での発生状況に応じ、柔軟に対応する必要があるため、福岡県行動計画に基づき、以下の発生段階に分類し、対応方針を定める。

・各発生段階の移行については、県全体の発生状況を踏まえ、福岡県新型コロナウイルス等対策本部長(福岡県知事)が判断する。

発生段階	1. 未発生期 (新型インフルエンザ等が発生していない状態)	2. 海外発生期 (海外で新型インフルエンザ等が発生した状態)	3. 県内未発生期 (国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、 県内では患者が発生していない状態) ～県内発生早期 (県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、 すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)	4. 県内感染期 (県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態)	5. 小康期 (新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態)
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生に備えた体制整備</li> <li>発生の早期確認に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等の市内発生の遅延と早期発見に努める</li> <li>市内発生に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内での感染拡大を抑える</li> <li>患者への適切な医療提供</li> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制の維持</li> <li>健康被害、市民生活及び経済への影響を最小限にする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える</li> </ul>
1. 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市新型コロナウイルス等対策連絡本部での情報共有</li> <li>関係機関と連携し、訓練等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市新型コロナウイルス等対策本部の設置(政府対策本部の設置とともに設置)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>政府対策本部の廃止とともに廃止。</li> </ul>
2. サーベイランス <sup>(※1)</sup> ・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常のサーベイランス 学校などでの集団発生把握など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーベイランスの強化 学校等での集団発生把握の強化 新型インフルエンザ等患者の全数把握を開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>通常のサーベイランスに戻す 患者数が増加した場合、県と協議のうえで患者の全数把握を中止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常のサーベイランスを継続 学校等での集団発生の把握など</li> </ul>
3. 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民等へ新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策等について情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染予防策や症状が出現した場合の対応について周知</li> <li>コールセンター(相談窓口)を設置</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>第一波の終息と第二波発生の可能性等について情報提供</li> <li>国や県と連携し、コールセンター等の体制縮小</li> </ul>
4. 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人、地域、職場へ感染対策の普及啓発</li> <li>関係機関との情報交換、連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症法に基づく入院措置、濃厚接触者への対応を実施</li> <li>学校などの施設へ感染予防、感染拡大防止策の徹底を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、臨時休業を適切に行うよう学校等に要請</li> <li>◎県の対策(不要不急の外出自粛、施設の使用制限などの要請等)への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃厚接触者への対応を中止</li> </ul>	
5. 予防接種		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎国の基本方針をふまえて、特定接種<sup>(※2)</sup>を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎国による接種方針をふまえ、住民接種を開始</li> </ul>		
6. 医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての医療機関へ診療継続計画の作成を要請、支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>患者は入院措置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、すべての医療機関で診療を行う体制に変更</li> <li>患者の入院措置を中止</li> <li>国及び県と連携し、医療体制の確保を行う</li> <li>◎必要に応じて、臨時の医療施設開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の医療体制に戻す</li> </ul>
7. 市民生活及び市民経済の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場の感染対策等の準備するよう事業者へ周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員の健康管理、職場の感染対策等の準備を事業者へ要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場の感染対策の徹底を要請</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者への生活支援</li> </ul>

◎特措法の施行に伴い、今回新たに追加した対応

(※1)サーベイランス…感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握・分析。

(※2)特定接種…医療関係者等への先行的予防接種。

## 4 地域コミュニティとの共働のあり方・最適化の検討について

### 1 概要

平成 16 年度の自治協議会制度発足から 10 年をむかえる今、東日本大震災や超高齢社会の到来により地域における「共助」が注目される一方、地域活動の担い手不足など、地域力の低下が懸念されている。このため、地域の「基盤強化・活性化」と「負担軽減」を図ることを目的に、庁内でプロジェクトチームを設置し、「地域コミュニティとの共働のあり方・最適化」について検討を行っているもの。

### 2 検討項目

#### (1) 校区単位（自治協議会）への支援

- 新たな課題へ柔軟な対応が可能となるような制度等の見直し  
(補助対象事業の拡充, 地域の裁量拡大, 助成金の統合など)
- 公民館・NPOを活用した地域活動への支援 等

#### (2) 「自治会・町内会」への支援

- 住民の参加と交流を促進するため「気軽に、楽しく」を切り口とした事業への直接支援
- 公民館等を活用した地域活動への支援 等

### 3 プロジェクトチームの構成員

貞刈副市長, 総務企画局長, 市民局長, こども未来局長, 保健福祉局長・理事, 環境局長, 東区長, 西区長, 教育委員会理事

### 4 これまでの検討状況

- 4 月～7 月 プロジェクトチーム会議(計 3 回)
- 10 月 福岡市コミュニティ施策推進委員会で意見聴取
- 11 月～12 月 地域・関係団体への意見聴取

## 「地域コミュニティとの共働のあり方」検討案に対する意見聴取等の結果と意見等を踏まえた対応について（抜粋）

## &lt;地域に提示した検討案&gt;

## &lt;主な地域意見等&gt;

## &lt;意見等を踏まえた対応&gt;

## I 校区単位(自治協議会)への支援

## ○「活力あるまちづくり支援事業補助金」の補助対象事業の見直し

- ①「まちづくり基本事業」に「高齢者に関する事業」を追加
- ②「まちづくり基本事業」で実施する事業は校区の実情に応じて自治協議会が決定

## 賛成・推進

- ①
  - ・高齢化の進展等から「まちづくり基本事業」への「高齢者に関する事業」の追加は賛同多い
  - ・自治協全体で取組むなど地域福祉がやりやすくなるとの意見あり
  - ・自治協の中で高齢者問題に関心を持ってもらうためにも新制度に期待するとの意見あり
  - ・自治協として以前から実施している内容なので問題ないとの意見もある
  - ・見守りの対象を高齢者に限定せず障がい者も含めた「高齢者等」とすべきとの意見もあり
- ②
  - ・自治協の自由裁量が増えることはよいことであるとの意見あり
  - ・補助金の使途を限定しない交付金化を望む意見もある

## 疑問・懸念

- ①
  - ・高齢者の見守り等は社協と民生委員が協力して実施しており、自治協で実施する必要があるのかとの意見がある
  - ・新たに自治協内に高齢者事業を推進する団体の立ち上げが必要との認識や担い手の心配などから、自治会・町内会の負担が増えるのではとの意見がある
  - ・要援護者情報の提供がないと見守りできないとの意見あり
- ②
  - ・校区によって活動に濃淡や空白が生じ、居住区による不平等が生じるなどの理由から、高齢者に関する事業も含め必須とすべきという意見もある

## ○社会福祉協議会助成金の「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合

- ・「ふれあいネットワーク」と「広報紙発行事業」に関する社協助成金を、校区の希望により「活力あるまちづくり支援事業補助金」に統合（※この場合は「高齢者の見守り」に関する事業を必ず実施）

- ・地域の福祉活動の推進を図るには、自治協議会をはじめとした各種団体等により地域全体で少子高齢化社会を支えていくことが大切との意見あり
- ・自治協及び自治会・町内会側からは賛同する意見あり
- ・ふれあいネットワークは自治協がその気にならないと推進が難しく、統合に賛成する意見あり
- ・ふれあいサロンや他団体の助成金も一本化すべきとの意見もある
- ・補助金増や事務処理の簡素化等のメリットがあれば賛成との意見あり
- ・補助金統合は良い提案だが希望制は地域が混乱するとの意見あり

- ・校区社協側からは、自治協の一部となることで、活動の制限や組織の弱体化を懸念する意見がある
- ・補助金統合が見守り活動の充実に繋がるとは考え難く、活動の拡充は十分時間をかけ、総合的に検討する必要があるとの意見がある
- ・校区社協と自治協の連携強化による福祉の充実に繋げるためには、地域での話し合いが丹念に行われることが必要との意見がある
- ・現状でうまくいっているため統合の必要はないとの意見も多い
- ・校区社協側からは、自治協や自治会・町内会役員等の福祉に対する理解不足等を懸念する意見がある
- ・会計の煩雑化や監査の厳格化を心配する意見がある

## ○共同募金会からの助成金の交付先の変更

- ・共同募金会から校区社協に交付されている助成金の交付先を自治協議会へ変更できないか共同募金会と協議

- ・自治協議会に交付されることにより、自治協議会の福祉活動を効果的・効率的に対応・運営できるようになるとの意見あり
- ・募金活動をしている自治協や自治会・町内会側からは賛同する意見が多い
- ・もともと町内会で集めた募金もあるので、交付先を自治協にした方が地域住民には分かりやすいとの意見あり

- ・共同募金からの助成金は校区社協の貴重な財源であり、組織の弱体化を懸念する意見がある
- ・一般事業者である自治協議会ではなく、福祉事業団体である校区社協に配分されるのがふさわしいとの意見がある
- ・事業の実施・決定主体である共同募金会の意見を尊重し、慎重に進めるべきとの意見がある
- ・募金の趣旨にそぐわないのではという意見もある

平成26年度も検討を継続する

高齢者を校区全体で見守っていく必要性について、十分に理解を求めていく